

○ 次期「三重県廃棄物処理計画」における取組方向について(たたき台)

1. 三重県廃棄物処理計画の位置付け

(1) 三重県環境基本計画との関係

三重県環境基本計画

2030年度までにめざすべき姿:「スマート社会みえ」



脱炭素社会を見据えた「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」、「生活環境保全が確保された社会」の構築を目標として掲げ、環境、経済、社会の統合的向上が図られた持続可能な社会の実現をめざす。

三重県廃棄物処理計画

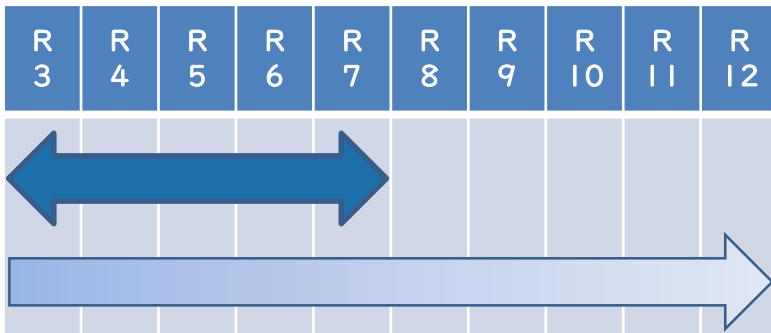
循環型社会構築のための施策パッケージ

(2) 策定趣旨

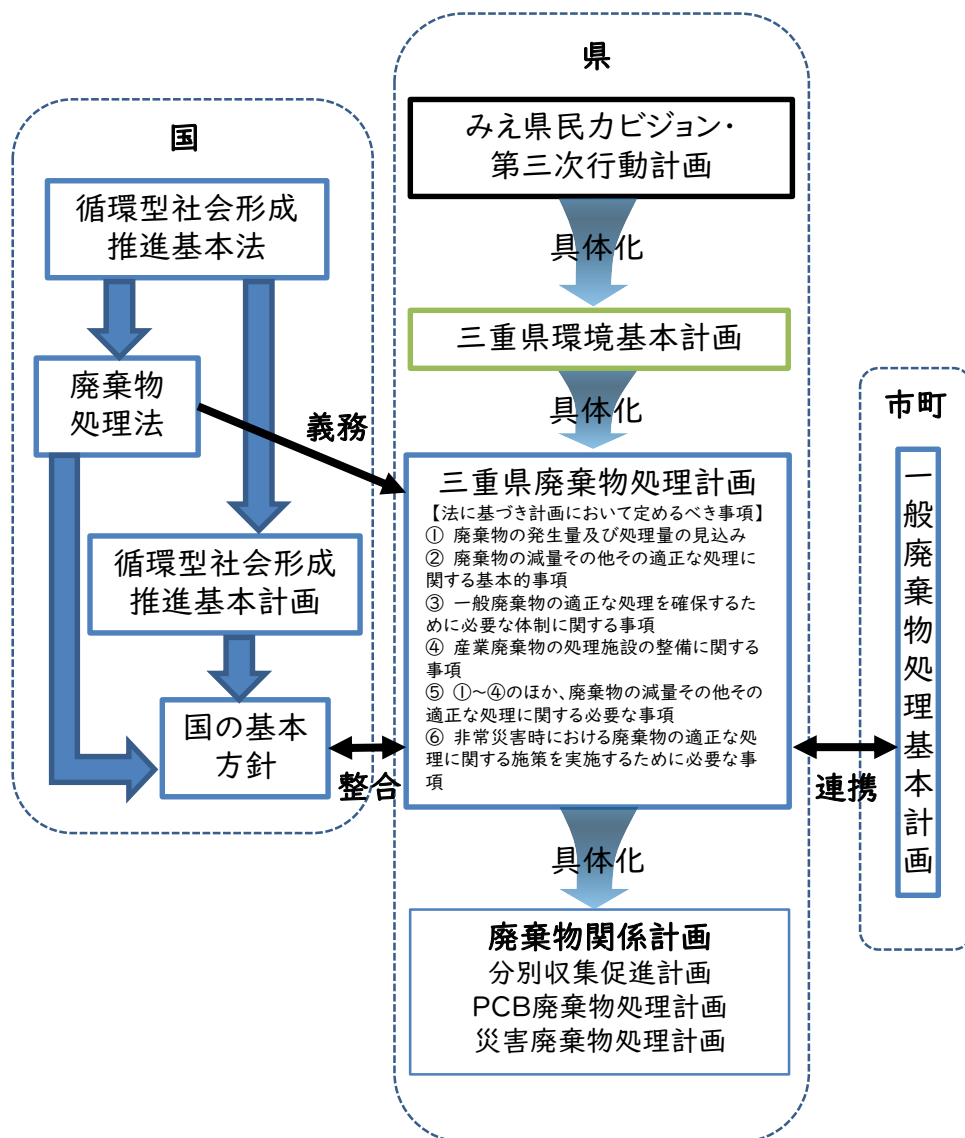
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)第5条の5の規定においても、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針に即した廃棄物の減量や処理等に関する計画を策定することとされている
- 産業廃棄物に一般廃棄物を含めた総合的な廃棄物処理計画であり、県では、平成16年、平成23年、平成28年と3度に亘って策定し、廃棄物の3R(Reduce、Reuse、Recycle)と適正処理に係る施策を推進してきた
- 現行計画の対象期間が令和2年度までであることから、最近の社会情勢を踏まえ、新たに策定する必要がある

(3) 計画の対象期間

- 対象期間は令和3年度から令和7年度までの5年間
- 循環型社会の構築という中長期的な課題のため概ね10年先を見据える



(4) 計画の位置付け(イメージ図)



○ 次期「三重県廃棄物処理計画」における取組方向について(たたき台)

2. 次期「三重県廃棄物処理計画」の取組方向

(1) 持続可能な社会の実現に向けた新たな課題

● プラスチックごみ

ポイ捨てや不法投棄により、地域的美観を損ねています
海洋等に流出するとマイクロプラスチック化し、生態系を含めた海洋環境への影響が懸念されています

● 食品ロス

日本では、本来食べられるにも拘らず廃棄されている食品が年間643万トン発生しています
食料の多くを輸入に依存している我が国にとって、真摯に取り組む課題です

(2) 次期「三重県廃棄物処理計画」における新たな考え方

- SDGsは、「誰一人取り残さない」ことを理念とし、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け目標を設定している
- 三重県は、これまでも、持続可能な循環型社会の構築に向け、廃棄物の3Rと適正処理に係る取組を進めてきた
- 次期計画策定にあたり、SDGsの考え方を基本理念に取り入れ、資源のスマートな利用の促進、地域循環共生圏の構築を視点として、取組を一層進めていく

取組方向(現行)

- ごみゼロ社会の実現
- 産業廃棄物の3Rの実現
- 産業廃棄物の安全・安心の確保

取組方向(次期)

- ごみゼロ社会の実現
- 産業廃棄物の3Rの実現
- 産業廃棄物の安全・安心の確保

資源のスマートな利用の促進、
地域循環共生圏の構築

※ 資源のスマートな利用の促進

廃棄段階における廃棄物対策への取組だけでなく、資源確保から製品の生産、流通、使用、再使用、再資源化、廃棄等に至るライフサイクル全体で資源循環の徹底を図り、資源生産性の高い循環型社会を構築していくこと

※ 地域循環共生圏の構築

地域の特性に応じて、循環資源、再生可能資源、ストック資源や地域の人材、資金を活用する自立・分散型社会を形成しつつ、地域間で補完し合うことにより、資源の循環、生物多様性の確保、低炭素化、地域の活性化等を目指す考え方

● ごみゼロ社会の実現

- ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された一般廃棄物は、資源やエネルギー源として地域で最大限有効活用されるよう取り組みます。
- 環境負荷の少ないライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進し、ワンウェイの容器包装・製品の使用削減や食品ロスの削減等を推進します。

● 産業廃棄物の3Rの推進

- 産業廃棄物の発生・排出が極力抑制され、排出された産業廃棄物は、資源やエネルギー源として最大限有効活用されるよう取り組みます。
- 排出された産業廃棄物の有効活用においては、質の高いリサイクルへの転換を促進するなどし、資源生産性の高い循環型社会の構築を図ります。

● 産業廃棄物の安全・安心の確保

- 排出事業者責任の徹底を図るとともに、処理業者の優良化を促進し、適正処理のさらなる推進を図ります。
- 災害廃棄物処理に精通した人材の育成に取り組むなど、災害廃棄物処理体制の強靭化を図ることで、県民の安全・安心を確保します。
- さまざまな主体との連携を強化するとともに、IT(情報技術)を活用するなど、不法投棄等の不適正処理の未然防止と早期発見の取組をより一層進め、不法投棄を許さない社会づくりを進めます。
- 産業廃棄物の不適正処理により生活環境保全上の支障がある4事案について、令和4年度末までに対策工事を完了させるとともに、その効果を確認するため、モニタリングを実施し、地域の安全・安心を確保します。

● 資源のスマートな利用の促進、地域循環共生圏の構築

- プラスチックや食品を中心に、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、サービサイジング(機能提供)やシェアリングの普及、ストック型社会の構築等、“資源のスマートな利用”を促進します。
- 排出事業者、廃棄物処理業者、研究機関、行政等のさまざまな主体との協創により、地域特性や資源の性状に応じた多種多様で最適な規模の地域循環共生圏の視点から取組を進めます。